

平成 22 年 1 1 月 2 日

全国米穀販売事業共済協同組合

玄米及び精米品質表示基準に関する意見

1 複数原料米等の表示において、米トレーサビリティ法に基づく産地情報を根拠として、都道府県名等を表示できるように見直すことについて

米トレーサビリティ法に基づく産地情報を表示根拠とすることについては、法の整合性を図る観点からは理解できるが、同法による米穀事業者間の産地情報伝達の実効性確保が不透明な時点における制度改正は時期尚早であり、反対である。仮に見直し案を実行に移す場合には、表示根拠が異なることを消費者に示すため、「未検査米」と併記することを義務付けるべきである。

2 農産物検査法を根拠としない産地、産年及び品種の表示について

産地、産年及び品種の表示根拠を取引当事者の申告のみに委ねることは、次のような米穀とその流通の特性から、不正な表示を拡大させ、米穀の品質表示全体に対する消費者の信頼を損ねる事態となるので、反対である。

- ① 米穀は全国で生産され、かつ、年間を通して流通する中で、取引当事者が産地、産年及び品種の違いを目視のみで判定することは極めて困難である。
- ② 産地、産年又は品種の違いによる取引価格の格差が一般の農産物に比べ大きい。

3 産地、産年及び品種の表示義務化について

複数原料米等で産地、産年又は品種を取えずに表示しないのは、

- ① 産地、産年又は品種に頼らずに、自社のブランド力、商品そのものの価格・品質を訴求する場合、
 - ② 商品の価格・品質・食味を一定に保つ上で原料構成を変更する公算が大きい場合
- が一般的である。

産地、産年及び品種の表示義務化は、こうした企業の商品政策の自由度を狭めることとなり、必ずしも消費者の利益につながるとはいえないので、反対である。

なお、産地、品種及び産年を表示しない商品は、販売される米穀商品の極一部にすぎず、このことによって消費者の商品選択の幅を著しく狭めているとは必ずしもいえない。

4 ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示義務化について

米穀卸売業者は、原料米穀の品位・品質に応じてとう精、調製・選別に工夫を凝らし、一定品質以上の商品を製造しており、原料米穀の品位・品質が必ずしも製品の品質に直結するものではない。

したがって、消費者の商品選択に資する表示情報としては、原料米穀の品位・品質情報ではなく、商品である米穀そのものの品質情報を提供すべきであり、「その商品の品位が一定の基準に達しない場合にその旨の表示を義務化する」ことを提案する。

なお、ふるい下米は、必ずしもその旨の表示が付されて流通しているわけではなく、かつ、それを原料として用いているか否かと使用率を目視で判断することは不可能であるので、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化したとしても、その実効性確保は極めて困難である。